

# ○大分県一般競争入札実施要領(WTO)

## 第1 趣旨

この要領は、大分県が建設工事を一般競争入札に付する場合の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

電子入札の取扱については、この要領に定めるもののほか大分県電子入札運用基準によるものとする。

## 第2 対象工事

一般競争入札の対象とする工事（以下「対象工事」という。）は県が発注する予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事とする。

## 第3 入札の公告

- 1 契約担当者は、対象工事を一般競争入札に付そうとする場合においては、特例政令第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき、県報に登載することにより公告するものとする。
- 2 公告において、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。
  - （1）契約担当者の氏名及び対象工事の契約を担当する課（局、室）（以下「契約担当課」という。）の名称
  - （2）工事名
  - （3）入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）の提出期限
  - （4）入札執行の日時
  - （5）第6の入札説明書を入手するための照会窓口

## 第4 競争参加資格

競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）対象工事に係る工事種別について、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）により競争入札参加資格者の資格を有している者であること。
- （3）対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定に基づく総合評定値（P点）が一定の点数以上であること。
- （4）対象工事に係る工事種別について、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- （5）大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）

に基づく指名停止期間中でないこと。

- (6) 第7の2の規定による申請期限の日及び入札期日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (8) 対象工事と同種の工事の施工実績があること。
- (9) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 対象工事が大規模構造物の工事、特殊な作業条件下の工事等であって高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画等評価タイプ」という。）である場合にあっては、施工計画が適正であること。

## 第5 競争参加資格の決定

第4に掲げる競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は、対象工事ごとに、認定委員会の議を経て、部局長が決定するものとする。

## 第6 入札説明書の交付

- 1 入札説明書は、別冊として公告の写し、契約書案、図面、仕様書等を含めるものとする。
- 2 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始し、第12の4の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日まで交付を行うものとする。
- 3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は、公告において明らかにするものとする。
- 4 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

## 第7 参加表明書等の提出

- 1 契約担当者は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者に参加表明書等の提出を求めるものとする。
- 2 参加表明書等の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日間（施工計画等評価タイプにあっては30日間）とする。
- 3 契約担当者は、対象工事が特定建設工事共同企業体に発注するものである場合は、参加表明書等の提出と同時に、建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。
- 4 申請書及び資料の提出場所は、契約担当課とするものとする。
- 5 建設工事共同企業体協定書の写しの提出は、提出場所へ持参して行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

- 6 期限までに参加表明書等を提出しない者並びに知事が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができないものとする。
- 7 契約担当者は、1から4までに掲げる事項を公告において明らかにするものとする。
- 8 契約担当者は、1から6までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - (1) 参加表明書等は、入札説明書において示す様式により作成すること。
  - (2) 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
  - (3) 契約担当者は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
  - (4) 提出された参加表明書等は返却しないこと。
  - (5) 提出期限以降における参加表明書等の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。
  - (6) 参加表明書等に関する問合わせ先
  - (7) その他契約担当者が必要と認める事項

## 第8 競争参加資格確認資料及び技術資料の内容

- 1 競争参加資格確認資料及び技術資料の内容は、(1)及び(2)(対象工事が施工計画評価タイプである場合には(1)から(3)まで)とするものとし、入札説明書において明らかにするものとする。

なお、(1)の同種の工事の施工実績及び(2)の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、(2)の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

  - (1) 施工実績  
第4の(8)に掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績
  - (2) 配置予定の技術者  
第4の(9)に掲げる資格があることを確認できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の経験
  - (3) 施工計画  
第4の(11)に掲げる資格があることを判断できる施工方法、仮設備計画等の技術的事項に対する所見
- 2 契約担当者は、必要があると認めるときは、1の(1)から(3)までに加えて、1に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 第9 競争参加資格確認資料作成説明会

- 1 契約担当者は、対象工事が施工計画等評価タイプである場合において、必要があると認めるときは、競争参加資格確認資料作成説明会(以下「説明会」という。)を実施するものとする。
- 2 説明会は、原則として参加表明書等の提出期限の20日前までに実施するものとする。
- 3 説明会への参加の申込みは、書面(様式は自由)を申込先へ持参し、又は郵送することによ

り行うものとし、電送によるものは受け付けないものとする。

- 4 説明会への参加申込の期間は、原則として、公告の日の翌日から説明会の実施の日の3日前までとするものとする。
- 5 説明会への申込先は、契約担当課とするものとする。
- 6 説明会を実施する場合には、説明会を実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - (1) 説明会を実施する旨
  - (2) 説明会の日時及び場所
  - (3) 説明会への参加申込方法、申込期間及び申込先
  - (4) その他契約担当者が必要と認める事項

## 第10 参加表明書等のヒアリング

- 1 契約担当者は、必要があると認めるときは、参加表明書等資料についてのヒアリングを実施することができるものとする。
- 2 ヒアリングは、参加表明書等の提出期限の日の翌日から第11の4の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- 3 ヒアリングを実施する場合には、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - (1) ヒアリングを実施する旨
  - (2) ヒアリングの日時及び場所
  - (3) その他契約担当者が必要と認める事項

## 第11 競争参加資格の確認

- 1 契約担当者は、提出された参加表明書等に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、参加表明書等の提出者が、参加表明書等の提出期限の日において、第4の(2)の競争入札参加資格者の資格を有していない場合において、競争参加資格のうち第4の(1)及び(5)から(11)までに掲げる事項を満たしている場合は、開札の時において第4の(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- 2 1の確認は、認定委員会の議を経て行うものとする。
- 3 1の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、第4の(5)から(7)までについては、参加表明書等の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- 4 契約担当者は、原則として、参加表明書等の提出期限の日の翌日から起算して10日以内(対象工事が施工計画等評価タイプである場合においては14日以内)に、競争参加資格の確認の結果を参加表明書等の提出者に対し通知するものとする。
- 5 4の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- 6 1、3及び4に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- 7 契約担当者は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が第4の(5)から(7)のいずれかに該当するに至った場合は、当該者に対する4の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、5の規定を適用するものとする。

## 第12 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないとされた者は、第11の4の通知の日の翌日から起算して7日(土、日、祝日等の休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができるものとする。
- 2 競争参加資格がないとされた者が1の説明を求める場合においては、書面(様式は自由)を持参して行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
- 3 2の書面の提出場所は、契約担当課とするものとする。
- 4 契約担当者は、1の説明を求められたときは、原則として、1の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
- 5 契約担当者は、4の回答内容を認定委員会に報告するものとする。
- 6 契約担当者は、1の説明を求めた者に競争参加資格があると認めた場合においては、第11の4の通知を取り消し、4の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- 7 契約担当者は、6の通知を行う場合においては、認定委員会の議を経て行うものとする。
- 8 1から4までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

## 第13 現場説明会

- 1 現場説明会は、契約担当者が特に必要があると認める場合を除き、行わないものとする。
- 2 現場説明会を行う場合においては、現場説明を行う旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
  - (1) 現場説明会を行う旨
  - (2) 現場説明会の日時及び場所
  - (3) その他契約担当者が必要と認める事項
- 3 現場説明会を行う日は、第12の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明手続が終了した日以降の日とするものとし、原則として、入札執行の日の10日前の日とするものとする。

## 第14 入札説明書等に対する質問

- 1 現場説明及び入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。
- 2 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から第12の4の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで(現場説明会を行う場合においては、入札説明書の交付を開始した日の翌日から現場説明会の日の2日後まで)とするものとする。
- 3 質問書の提出場所は、契約担当課とするものとする。

- 4 質問書の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に契約担当課へ電話連絡を行うこととする。
- 5 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了するものとする。
- 6 質問に対する回答書の閲覧場所は、契約担当課とするものとする。
- 7 1から6までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

## 第15 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は免除するものとする。
- 2 契約保証金は納付させるものとする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 3 1及び2に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 第16 入札の執行

- 1 入札書の提出は、原則として、第14の2の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して8日後に開始するものとする。なお、郵送による入札書の受領期限は、入札期限の日時前の日時とすることができるものとする。
- 2 第1回の入札に際しては、入札参加者に入札金額内訳書の提出を求めるものとし、入札金額内訳書の提出がない場合は、当該入札を無効とするものとする。なお、郵便による入札の場合は、当該入札金額内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送させるものとする。
- 3 開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 4 1から3までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

## 第17 入札の無効

契約担当者は、公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び知事により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に於いて第4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 第18 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を、公告において提供するものとする。

## 第19 苦情の申立て

本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し、大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年大分県告示第585号）により、大分県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

## 第20 その他

- 1 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- 2 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。
- 3 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。
- 4 契約担当課は、落札者が第8の1の（2）の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。
- 5 公告及び入札説明書に記載する事項については、この要領に定めるもののほか、別添1の標準公告例及び別添2の標準入札説明書例によるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(別添1) 標準公告例 (総合評価落札方式による特定建設工事共同企業体発注のケース)

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第38条の規定に基づき公告する。

令和〇年〇月〇日

大分県知事 〇〇 〇〇

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。
- 二 本案件は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 工 事 名

令和〇年度〇〇〇第〇-〇号道路改良工事

(2) 工事場所

国道〇〇号 〇〇市大字〇〇

(3) 工 期

契約締結の日の翌日から令和〇年〇月〇〇日まで

(4) 工事概要

- ア 構造形式：トンネル工(NATM) 1式
- イ 延 長：全体延長 00m (トンネル延長 00m)
- ウ 幅 員：w=0.0 (0.0) m
- エ 標準内空断面積：約 00 m<sup>2</sup>

(5) 使用する主要な資機材

- ア コンクリート：約 0,000 m<sup>3</sup>
- イ 鋼材：約 000 t
- ウ ロックボルト：約 00,000 本

(6) 予定価格

0,000,000,000 円 (予定価格×100/110=0,000,000,000 円)

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の(1)及び(2)の全ての要件を満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)に限り入札参加を認める。

(1) 共同企業体の要件

共同企業体の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱(昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。)により、以下のとおりと

する。

ア 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。

イ 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は3者であること。

ウ 共同企業体を代表する企業（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。

エ 全ての構成員が20%以上の出資比率であること。

オ 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3箇月間存続するものであること。

また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

カ 結成方法は自主結成とする。

キ 構成員の組合せは、2の(2)のア及びイの全てを満たす「代表構成員」1者と、2の(2)のア及びウの全てを満たす「その他の構成員A」1者と、2の(2)のア及びエの全てを満たす「その他の構成員B」1者の3者の組合せとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、「代表構成員」としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。

## (2) 構成員の要件

### ア 全構成員

次の(ア)から(ク)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和39年大分県告示第481号）により土木一式工事の資格認定を受けている者であること。

(ウ) 対象工事に係る工事種別について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

(オ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(カ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

(キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ク) 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと（同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。）。

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

a 資本関係

(a) 親会社と子会社の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社の子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

(c) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の競争入札参加資格を有している場合に限る。

b 人的関係

(a) 一方の会社等の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同じ。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長又は営業所長等）を含む。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。この場合において、関連会社の行った入札はいずれも無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

イ 代表構成員

次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、0,000点以上であること。ただし、審査基準日が令和〇年10月1日から令和〇年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）。

(イ) 平成〇〇年4月1日以降に NATM(ナトム) 工法による内空断面積 00 m<sup>2</sup>以上かつ施工延長 000m以上のトンネル工事を履行した経験を有すること（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上のものに限る。）。

(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。

a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

- b 監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習を修了しているものであること。
- c 現場代理人又は主任(監理)技術者として、(イ)に掲げる工事に従事した経験を有する者であること(工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)。ただし、現場代理人については、(イ)に示した工事に従事した時に主任(監理)技術者の資格を有していた場合に限る。
- d 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。
- e 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

#### ウ その他の構成員A

次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。なお、イの(ア)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員A」となることはできない。

(ア) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値(P点)が、000点以上であること。ただし、審査基準日が令和○年10月1日から令和○年9月30日の間のもので直近のものに限る(合併等により大分県が競争入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。)

(イ) 平成○年4月1日以降に NATM(ナトム) 工法によるトンネル工事を履行した経験を有すること(工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

- a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- b 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。
- c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

#### エ その他の構成員B

次の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たしていること。なお、イの(ア)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員B」となることはできない。

(ア) 平成○年4月1日以降に道路改良工事を履行した経験を有すること(工事は元請で完成したものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

(イ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

- a 1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- b 競争入札参加資格確認資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。
- c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当課

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県〇〇部〇〇課

電話 097-5\*\*-\*\*\*\*

FAX 097-5\*\*-\*\*\*\*

E-mail a1\*\*\*\*@pref.oita.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 入札説明書

令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシステム([https://www.telis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.telis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU))から直接入手すること。

イ 設計図書

令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの日(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に、(1)の場所で閲覧すること。

なお、希望者に対して閲覧用設計図書のデータを記録したCD-Rを配布する。CD-Rの配布を希望する者は、上記の閲覧期間に、(1)の場所へ引換用のCD-R(未使用650MB以上)を持参すること。

ウ 注意事項

入札後の設計図書等は、他の用途に使用せず適正に処分すること。

(3) 建設工事共同企業体協定書の写しの提出期間、場所及び方法

ア 期間

令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの日(休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)に同じ

ウ 方法

(1)の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。

※手続きは、大分県電子入札運用基準による。

(4) 競争入札参加資格の確認のための入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下これらを総称して「参加表明書等」という。)の提出期間、場所及び方法

ア 期間

令和〇年〇月〇日(〇)から令和〇年〇月〇日(〇)までの日(休日を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)に同じ

ウ 方法

原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送(郵便書留に限る。)による提出を認める。

※手続きは、大分県電子入札運用基準による。

(5) 技術資料の提出期間、場所及び方法

ア 期間

令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの日 (休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1) に同じ

ウ 方法

(4) のウに同じ

(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

(ア) 電子入札システム

令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの日 (休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

(イ) 紙入札 (持参又は郵送の場合)

令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの日 (休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

イ 場所

(1) に同じ。

ウ 方法

原則、電子入札システムによるものとする。ただし、紙入札 (見積) 参加届出書を提出し、紙入札の承認を受けた場合は、持参又は郵送 (郵便書留に限る。) による提出を認める。また、入札回数は原則として1回とする。

※ 手続は、大分県電子入札運用基準による。

(7) 開札の日時及び場所並びに立会

ア 日時

令和○年○月○日 (○) 午前10時

イ 場所

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎新館6階入札室

ウ 立会

開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

4 その他

(1) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。

(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効等

ア 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、参加表明書等及び技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

イ 談合情報の取扱い

(ア) 総合評価における談合の認定基準

談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格（調査基準価格未満を除く。）と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。

(イ) 談合があったと認定した場合の対応

公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当該入札を無効とし、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。

(5) 低入札価格調査基準価格の有無 有（失格基準有り）

低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留する。

イ 1の(6)に記載する予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

ウ 評価値の最も高い者が2人以上あるときには、くじにより落札者を決定するものとする。

エ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。

オ イにより落札者を決定した場合は、直ちに、入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。

カ 落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。

キ 本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する（落札者及び落札候補者については、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。）。

優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする（抽選

の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。)

なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。

優先順位1 「令和〇年度〇〇〇第〇-〇号道路改良工事」(本案件)

優先順位2 「令和〇年度〇〇〇第△-△号道路改良工事」(公告日:同日)

優先順位3 「令和〇年度〇〇〇第□-□号道路改良工事」(公告日:同日)

(7) 契約担当者は、参加表明書等の提出後、落札決定をするまでの間に落札予定者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札予定者の行った入札を無効にするものとする。

なお、イの要件のうち、2の(2)のイの(ウ)、2の(2)のウの(ウ)及び2の(2)のエの(イ)に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、開札予定日時(低入札価格調査を行う場合は落札決定の前)までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。

ア 共同企業体に参加する構成員が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

(8) 契約担当者は、落札決定後に落札者の共同企業体に参加する構成員が、指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合(指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。)において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約(仮契約を含む。)の解除を行うことができるものとする。

(9) 契約担当者は、落札決定後、本契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(2の(2)のアの(エ)の場合を除く。)は落札決定の取消し又は、仮契約の解除を行う。

(10) 契約担当者は、本契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合(2の(2)のアの(エ)の場合を除く。)は契約の解除を行うことができるものとする。

(11) 落札候補者、落札者、仮契約者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(7)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、(7)から(10)までの入札の無効又は落札決定の取り消し若しくは契約(仮契約を含む。)の解除等に伴う損害賠償については、契約担当者はその責を一切負わないものとする。

(12) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(13) 落札者等には、共同企業体の構成員も含まれる。

(14) 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しない場合がある。

(15) 手続における交渉の有無 無

(16) 契約書作成の要否 要

(17) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約に

より締結する予定の有無 有

- (18) (競争参加資格確認資料作成説明会を実施する場合)  
競争参加資格確認資料作成説明会を行う。
- (19) (資料のヒアリングを実施する場合)  
資料のヒアリングを行う。
- (20) (現場説明会を実施する場合)  
現場説明会を行う。
- (21) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (22) 競争入札参加資格者の資格を有していない者の参加 2の(2)のアの(イ)に掲げる競争入札参加資格者の資格を有していない者も3の(4)により申請書及び資料を提出することはできるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該競争入札参加資格者の資格を有していなければならない。
- (23) 詳細は入札説明書による。
- (24) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity  
Kiichiro Sato, Governor of Oita Prefecture
- (2) Products or goods to be procured, name of service and quantity  
Roadway Improvement Project  
・ Tunnel No.5
- (3) Qualification screening  
9:00AM ~ 5:00PM, Tue, Sep 7 ~ Wed, Oct 6, 2024
- (4) Bidding  
E-tender  
9:00AM ~ 5:00PM, Wed, Nov 10 ~ Wed, Nov 17, 2024  
Physical submission (hand deliveries and postal deliveries)  
9:00AM ~ 4:00PM, Wed, Nov 10 ~ Wed, Nov 17, 2024
- (5) Title of department in charge of official announcement  
Road Construction Division, Civil Engineering and Construction Department  
(7F, New Annex, Oita Prefectural Office)  
3-1-1 Otemachi, Oita City 870-8501  
Tel: 097-506-4724

## (別添2) 標準入札説明書例 (総合評価落札方式による特定建設工事共同企業体発注のケース)

### 入札説明書 (落札者選定実施要領)

令和〇年度〇〇〇第〇-〇号道路改良工事 (以下「本工事」という。) の入札等については、関係法令に定めるもののほか、本実施要領によるものとする。

#### 1 公告日 令和〇年〇月〇日

#### 2 工事の概要

##### (1) 工事名

令和〇年度〇〇〇第〇-〇号道路改良工事

##### (2) 工事場所

国道〇〇号 〇〇市大字〇〇

##### (3) 工期

契約締結の日の翌日から令和〇年〇月〇〇日まで

##### (4) 工事概要

ア 構造形式：トンネル工 (NATM) 1式

イ 延長：全体延長 00m (トンネル延長 00m)

ウ 幅員： $w=0.0$  (0.0) m

エ 標準内空断面積：約 00 m<sup>2</sup>

##### (5) 使用する主要な資機材

ア コンクリート：約 0,000 m<sup>3</sup>

イ 鋼材：約 000 t

ウ ロックボルト：約 00,000 本

##### (6) 予定価格

0,000,000,000 円 (予定価格×100/110=0,000,000,000 円)

#### 3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の (1) 及び (2) の全ての要件を満たしている特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) であること。

##### (1) 共同企業体の要件

共同企業体の要件については大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱 (昭和53年大分県告示第398号。以下「要綱」という。) により、以下のとおりとする。

ア 要綱に定める特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結していること。

イ 共同企業体の構成員 (以下「構成員」という。) の数は3者であること。

ウ 共同企業体を代表する企業 (以下「代表構成員」という。) は、構成員のうち最大の出資比率を有するものであること。

エ 全ての構成員が20%以上の出資比率であること。

オ 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体は、当該工事の請負契約の履行後3箇月

間存続するものであること。また、当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事の請負契約が締結される日まで存続するものであること。

カ 結成方法は自主結成とする

キ 構成員の組合せは、3の(2)のア及びイの全てを満たす代表構成員1者と、3の(2)のア及びウの全てを満たす「その他の構成員A」1者と、3の(2)のア及びエの全てを満たす「その他の構成員B」1者の3者の組合せとする。

なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。また、代表構成員としての要件を満たす者同士の組合せは認めないものとする。

## (2) 構成員の要件

### ア 全構成員

次の(ア)から(ク)までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和39年大分県告示第481号)により土木一式工事の資格認定を受けている者であること。

(ウ) 対象工事に係る工事種別について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(エ) 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。

(オ) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(カ) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)

(キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ク) 本案件について、関連会社が入札に参加していないこと(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)

なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

#### a 資本関係

##### (a) 親会社と子会社の関係

親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。

##### (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合に限る。

(c) 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

b 人的関係

(a) 一方の会社等の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同じ。なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつては大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長又は営業所長等）を含む。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第67条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

※ 上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。この場合において、関連会社の行った入札はいずれも無効とし、いずれかが落札候補者となった場合は、次順位者を落札候補者とする。

イ 代表構成員

次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たしていること。

(ア) 建設業法第27条の29に規定する総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値（P点）が、0,000点以上であること。ただし、審査基準日が令和○年10月1日から令和○年9月30日の間のもので直近のものに限る（合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。）

(イ) 平成○年4月1日以降に NATM（ナトム）工法による内空断面積 00 m<sup>2</sup>以上かつ施工延長 000m以上のトンネル工事を履行した経験を有すること。（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上のものに限る。）

(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、入札に係る資料提出時点において、監理技術者を決定できないことにより複数の候補者をもって配置予定技術者の確認資料を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても次に掲げる要件を満たしていなければならない。

a 建設業法による1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

b 監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習を修了しているものであること。

c 現場代理人又は主任（監理）技術者として、（イ）に掲げる工事に従事した経験を有する者であること。（工事は元請で完成したものに限り。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20%以上のものに限る。）ただし、現場代理人について

は、(イ)に示した工事に従事した時に主任(監理)技術者の資格を有していた場合に限る。

d 競争入札参加資格確認申請資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。

e 監理技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

ウ その他の構成員A

次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たしていること。なお、イの(ア)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員A」となることはできない。

(ア) 建設業法第27条の29の規定に基づく総合評定値通知書のうち土木一式工事に係る総合評定値(P点)が、000点以上であること。ただし、審査基準日が令和〇年10月1日から令和〇年9月30日の間のもので直近のものに限る。(合併等により大分県が入札参加資格の承継を認めた場合は、この限りではない。)

(イ) 平成〇年4月1日以降に、NATM(ナトム)工法によるトンネル工事を履行した経験を有すること。(工事は元請で完成したのものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

(ウ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

a 建設業法による1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

b 競争入札参加資格確認申請資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。

c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

エ その他の構成員B

次の(ア)及び(イ)の全ての要件を満たしていること。なお、イの(ア)及び(イ)に係る全ての要件を満たしている者は、「その他の構成員B」となることはできない。

(ア) 令和〇年4月1日以降に、道路改良工事を履行した経験を有すること。(工事は元請で完成したのものに限る。また、共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)

(イ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

a 建設業法による1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

b 競争入札参加資格確認申請資料提出日以前3箇月以上前に雇用された者であること。

c 主任技術者は、工事着手から工事完了までの間、病気、死亡及び退職等やむを得ない場合を除き、原則として変更を認めない。

#### 4 設計業務等の受託者等

(1) 3の(2)のアの(キ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

- ・ ○○○○設計株式会社

(2) 3の(2)のアの(キ)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次に掲げる事項に該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の

100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 5 担当課（担当発注機関）

郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県〇〇部〇〇課

電話 097-5\*\*-\*\*\*\*

FAX 097-5\*\*-\*\*\*\*

E-mail a1\*\*\*\*@pref.oita.lg.jp

## 6 建設工事共同企業体協定書の写しの提出

(1) 本工事の入札に参加を希望する者（以下、「入札参加希望者」という。）は、建設工事共同企業体協定書の写しを提出しなければならない。

ア 期間

令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）午前9時から午後5時まで。

\*建設工事共同企業体協定書の写しの提出期限の前日までに指名停止期間が終了していない場合は入札に参加できない。

イ 場所

5に同じ

ウ 方法

5の場所へ持参して提出すること。電子入札へ登録を行うため、郵送及び電送によるものは受け付けない。

## 7 競争入札参加資格者の資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、3に掲げる競争入札参加資格者の資格を有することを証明するため、次により、入札参加表明書兼競争参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）を提出し、契約担当者から競争入札参加資格者の資格の有無について確認を受けなければならない。

3の(2)のアの(イ)の競争入札参加者の資格を有していない者も次に従い参加証明書等を提出することができる。この場合において、3の(2)のアの(イ)及び(ウ)、イの(ア)並びにウの(ア)以外に掲げる事項を満たしている場合は、開札の時にこれら事項を満たしていることを条件として競争入札参加資格者の資格を有していることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に当該事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加証明書等を提出しない者並びに競争入札参加資格者の資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間

令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

5に同じ

ウ 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による提出を認める。

※手続きは、大分県電子入札運用基準による。

(2) 参加表明書等は、「参加表明書等・技術資料作成要領」に従い作成すること。

(3) 競争入札参加資格確認資料作成説明会（行う場合）

競争入札参加資格確認資料作成説明会を次の要領で行う。

ア 日時 令和〇年〇月〇日（ ） 午後〇時から午後〇時

イ 場所 大分市〇〇町〇〇〇

〇〇〇〇会議室

ウ 参加申込方法 競争入札参加資格者確認資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面（様式自由）を申込先へ持参し、又は郵送（書留郵便に限る。）することにより申し込むものとし、電送によるものは受け付けない。

エ 申込受付期間 令和〇年〇月〇日（ ）から令和〇年〇月〇日（ ）まで土曜日、日曜日及び祝日等を除く毎日、午前〇時から午後〇時まで。

オ 申込先 郵便番号 870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県〇〇部〇〇課〇〇係

電話 097-5\*\*-\*\*\*\*

(4) 競争入札参加資格者の資格の確認は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和〇年〇月〇日（〇）までに通知する。

(5) その他

ア 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書等は、競争入札参加資格者の資格の確認以外に入札参加希望者に無断で使用しない。

ウ 提出された参加表明書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における参加表明書等は資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

オ 参加表明書等に関する問い合わせ先は、5に同じ

## 8 入札説明書の交付及び設計図書の閲覧

(1) 入札説明書の交付

「令和〇〇年度〇〇〇第〇-〇〇号道路改良工事入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、令和〇年〇月〇日（〇）から令和〇年〇月〇日（〇）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までに5の場所で直接交付を受けるか、大分県共同利用型入札情報サービスシス

テム ([https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)) から直接入手すること。

## (2) 設計図書の閲覧

令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの日 (休日を除く。) の午前9時から午後5時までの間に、5の場所で閲覧できるものとする。

なお、希望者に対して貸出用設計図書のデータを記録したCD-Rを配布する。CD-Rの配布を希望する者は、上記の閲覧期間に、5の場所へ引換用のCD-R (未使用650MB以上) を持参すること。

## 9 競争入札参加資格者の資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格者の資格がないとされた者は、知事に対して競争入札参加資格者の資格がないと認めた理由について、次により、書面 (様式は自由。ただし、A4判とする。) により説明を求められることができる。

ア 提出期間 令和○年○月○日 (○) から令和○年○月○日 (○) までの日 (休日を除く。) 午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所 5に同じ

ウ 提出方法 書面は持参するものとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、令和○年○月○日までに書面により回答する。

## 10 現場説明会 (行う場合)

現場説明会を次に従い行う。

(1) 日時 令和○年○月○日 ( ) 午後○○時から

(2) 場所 郵便番号○○○-○○  
大分市○○町○○  
○○○○

(3) その他 図面及び仕様書を持参すること。

## 11 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書等に対する質問は、次に従い、書面 (様式は自由) により行うものとする。

ア 提出期間 令和○年○月○日 ( ) から令和○年○月○日 ( ) までの日 (休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 5に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送 (書留郵便に限る) 又は電送のいずれかの方法で提出するものとする。ただし、電送で提出する場合は、提出前に契約担当課へ電話連絡を行うこと。

(2) 質問者への回答

質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内 (休日を除く。)

(3) (2) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間 質問者に回答した日から令和○年○月○日 ( ) まで (休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所 5に同じ。または、大分県共同利用型電子入札システムによる。

## 1.2 技術資料の作成

- (1) 入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）は、「参加表明書等・技術資料作成要領」に従い、技術資料を作成すること。
- (2) 技術資料の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 技術資料に係る著作権等
  - ア 著作権  
技術資料の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本工事の公表、その他契約担当者が必要と認めるときは、契約担当者は技術資料の全部又は一部を使用できるものとする。
  - イ 特許権等  
技術資料に基づき特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料及び施工方法等を使用した結果、生じた責任は、入札参加者が負う。
- (4) 契約担当者が提供する資料は、技術資料に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の技術資料を提出することはできない。
- (6) 提出された技術資料は、変更及び再提出を認めない。
- (7) 提出された技術資料は、返却しない。
- (8) 技術資料に関する問い合わせ先は、5に同じ。

## 1.3 技術資料の提出

入札参加者は、次により技術資料を提出すること。

- (1) 提出期間  
令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所  
5に同じ
- (3) 提出方法  
7の（1）のウに同じ

## 1.4 入札手続等

- (1) 入札書提出期間
  - ア 電子入札システム  
令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの日（休日を除く。）午前9時から午後5時まで
  - イ 紙入札（持参又は郵送の場合）  
令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの日（休日を除く。）午前9時から午後4時まで
- (2) 入札場所

5に同じ。

### (3) 提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。）による入札を認める。また、入札回数は原則として1回とする。

※手続きは、大分県電子入札運用基準による。

### (4) 紙入札での参加

ア 事前に発注者の承認を得なければならない。詳細は、大分県電子入札運用基準による。

イ 代表構成員の代表者が入札に参加しない場合は、委任状（別紙様式）を提出しなければならない。

ウ 代理人が入札する場合は、入札書に建設工事共同企業体名、代表構成員の企業名及び代理人の氏名を記入し、代理人の印鑑を押さなければならない。

エ 入札書は封書にし、厳封のうえ提出しなければならない。

### (5) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (6) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期、若しくは取り止めることがある。

### (7) 入札価格の記載

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税工事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 15 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

## 16 入札金額内訳書の提出

(1) 入札書の提出に併せて、入札金額内訳書の提出をすること。（提出方法は14による。）

(2) 作成方法、審査基準等は、「入札金額内訳書取扱要領」によること。なお、「入札金額内訳書の作成上の留意事項」を参考とすること。

- (3) 提出するファイルは PDF 形式で保存されたものに限るものとし、他の形式で保存されている場合は、入札金額内訳書を提出していないものとみなす。ただし、紙入札の承認を得た場合は除く。
- (4) 当該工事の請負者は、工事完成後、入札時に提出した入札金額内訳書と精算額が対照出来る入札金額内訳書を契約担当者に提出すること。

## 17 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。
- (2) 詳細は「大分県電子入札立会要領」による。

## 18 入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

- (1) 競争入札参加資格者の資格のない者のした入札。
- (2) 申請書及びその他提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 「入札参加表明書」に記載された共同企業体の代表構成員以外の者のした入札
- (5) この入札について、二以上の入札をした者の入札
- (6) この入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (7) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (8) 入札金額、くじ番号、住所、氏名、押印その他の入札要件を認定し難い入札
- (9) 不当に価格をつり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (10) 入札書提出時に、入札金額内訳書等の提出がない入札
- (11) 入札書に記載した入札金額に対応した入札金額内訳書等の提出がない入札
- (12) 入札書提出時に、技術資料の未提出又は未記入の入札。
- (13) その他、入札説明書において示した条件及び入札に関する条件等に違反した入札
- (14) 3の(2)のアの(ク)の関連会社が参加している者のした入札(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)

## 19 低入札価格調査

本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、大分県低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。(最高評価値者の構成員が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)

※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内(土日祝日を除く)とする。ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。

## 20 落札者の決定方法

(1) 本工事の落札者の決定に当たっては、「落札者選定基準」により算出した評価値によって落札者を決定する総合評価落札方式（地方自治法第167条の10の2）を採用する。

大分県契約事務規則第22条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

(2) 開札後は落札者の決定を保留する。

(3) 本案件は落札制限の対象工事であり、優先順位の順に落札者を決定する。（落札者及び落札候補者については、共同企業体で参加した場合の構成員を含む。）

優先する工事の落札者が、他の落札候補者となった工事で行った入札を無効とする。（抽選の場合は、抽選後、落札候補者となった時点で無効とする。）

なお、落札制限の優先順位及び対象工事は次のとおり。

優先順位1 「令和○年度○○○第○-○号道路改良工事」（本案件）

優先順位2 「令和○年度○○○第△-△号道路改良工事」（公告日：同日）

優先順位3 「令和○年度○○○第□-□号道路改良工事」（公告日：同日）

## 21 技術評価点の評価結果の開示

(1) 開示内容

各入札参加者の評価値（合計点）については、公表する。個別の技術提案に係る評価については、入札参加者の申し出により当該入札参加者の行った提案について評価しなかったもの及びその理由に限り情報提供を行うものとする。

(2) 開示の期間

落札決定後、次年度までとする。

(3) 開示の申し出方法等

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html> に掲載する。

(4) 担当課

大分県土木建築部公共工事入札管理室（大分県庁舎新館7階）

電話 097-506-4527

## 22 契約書作成の要否

別添契約書案により、契約書を作成するものとする。

## 23 仮契約の締結

落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者を相手方として、建設工事請負仮契約書により本工事の実施についての仮契約を締結しなければならない。なお、契約金額は、落札者が入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

当該契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである

## 24 支払条件

大分県公共工事請負契約約款による。

## 25 評価内容の担保

落札者決定に反映された技術提案等に係る契約上の責任の分担、その内容及び履行を確保する措置等については、次のとおりとする。

- (1) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。
- (2) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者決定に反映された技術提案等が履行できなかった場合（再度施工が困難あるいは合理的でない場合に限る。）は、減額変更の対象とし、また、損害賠償を請求できるものとする。

## 26 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

有（随意契約により締結する予定の工事の範囲は、別冊図面参照。）

## 27 苦情申立て

本手続における競争入札参加資格者の資格の確認その他の手続に関し、大分県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年大分県告示第585号）により、大分県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

## 28 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ

## 29 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語、通貨及び時刻は、日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 3の(2)のイの(イ)の代表構成員の同種の工事の施工実績の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び同種の業務の経験をもって行う。
- (4) 入札参加者は、参加表明書等提出後に次のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに

申し出ること。

ア 共同企業体に参加する構成員が指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止要件に該当するに至った場合を含む。）。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(5) 契約担当者は、入札参加者が参加表明書等提出後、落札決定をするまでの間に入札参加者が(4)のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該入札参加者の行った入札を無効にするものとする。

(4)のイの要件のうち、3の(2)のイの(ウ)、3の(2)のウの(ウ)及び3の(2)のエの(イ)に定める配置予定技術者に関する要件を満たさなくなった場合は、入札参加者は開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに発注者に対し、その旨を記した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置できない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行う。

(6) 契約担当者は、落札決定後に落札者の共同企業体に参加する構成員が、指名停止要領に基づく指名停止措置を受けた場合（要領に基づく指名措置要件に該当するに至った場合を含む。）において、指名停止措置に係る事案が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除（仮契約を含む。）を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は契約の解除（仮契約を含む）に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(7) 契約担当者は、落札決定後、本契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（3の(2)の(エ)を除く。）は落札決定の取消し又は仮契約の解除を行う。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は契約の解除（仮契約を含む）に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(8) 契約担当者は、本契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（3の(2)の(エ)の場合を除く。）は契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(9) 低入札価格調査を受けた場合、低入札価格調査を受けた者との契約については、次のア及びイによる。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とし、前金払いの割合を請負代金額の10分の2以内とする。

イ 仮契約の約款に、下記の特約条項を追加する。

○「契約保証の額及び前金払の割合に係る特約条項」

第1条低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証の額及び前金払の割合を次のとおりとする。

大分県公共工事請負契約約款第4条第2項中「10分の1以上」とあるのは「10分の3以上」と、同条第4項中「10分の1」とあるのは「10分の3」と、第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第4項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、第35条

第3項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、「10分の5」とあるのは「10分の3」と、第48条第2項中「10分の1」とあるのは「10分の3」に読み替えるものとする。

【参考】落札者選定のスケジュール

令和○年○月○日	入札公告
令和○年○月○日～令和○年○月○日	入札説明書の交付
令和○年○月○日～令和○年○月○日	建設工事共同企業体協定書の提出受付期間
令和○年○月○日～令和○年○月○日	競争入札参加資格者の資格の確認資料の提出受付期間
令和○年○月○日～令和○年○月○日	公告等に関する質問受付期間
質問者に回答した日～平成○年○月○日	公告等に関する質問回答公表期間
令和○年○月○日～令和○年○月○日	競争入札参加資格者の資格の確認結果の通知
令和○年○月○日～令和○年○月○日	競争入札参加資格者の資格がないと認められた者に対する理由の説明受付期間
令和○年○月○日～令和○年○月○日	競争入札参加資格者の資格がないと認められた者に対する理由の回答
令和○年○月○日～令和○年○月○日	技術資料の提出受付期間
令和○年○月○日～令和○年○月○日	入札受付期間
令和○年○月○日	開札日
令和○年○月○旬	落札候補者の決定
令和○年○月○旬	仮契約
令和○年○月	県議会議決、本契約

## (標準の参加表明書等・技術資料作成要領例)

### 参加表明書等・技術資料作成要領

#### 大分県〇〇部〇〇課

本参加表明書等・技術資料作成要領は、令和〇〇年度〇〇〇第〇ー〇〇号〇〇〇〇工事（以下「本工事」という。）に係る一般競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札説明書に基づき提出を求める書類等の作成要領を以下に示す。

#### 1 様式

実施要領の7に掲げる入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格者確認資料（以下これらを総称して「参加表明書等」という。）及び技術資料の様式は、実施要領の5に掲げる担当課より配布を受けるか大分県共同利用型入札情報サービスシステム ([https://www.telis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI\\_MENU](https://www.telis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GPPI_MENU)) から様式を入手すること。

#### 2 参加表明書等の作成における注意事項

実施要領の7に掲げる参加表明書等の作成は以下による。なお、必要書類が添付されていない場合（競争入札参加資格者の資格に係る事項について、記載されていない場合を含む。）及び提出された資料により競争入札参加資格者の資格が確認できない場合は入札を無効として取り扱う。

##### (1) 入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

当該様式が添付されていない場合は、競争入札参加資格者の資格を満たしていないこととし、入札無効として取り扱う。なお、紙媒体により提出する場合は必ず各構成員の代表者印を押印すること。

##### (2) 建設工事共同企業体協定書（協定書様式）

共同企業体協定書の写しを提出すること。

##### (3) 企業に対する要件を満たすことを確認できる資料（様式第2号）

###### ア 施工実績

競争入札参加資格者の資格の対象となる工事の施工実績等について様式第2号に記載すること。また、記載した事項について、内容が確認できるようCORINSデータ（「登録内容確認書」等JACICの証明印があるものに限る。）の写し、契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、内容が確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し等）を併せて提出すること。

なお、当該様式が添付されていない場合及び提出された資料により競争入札参加資格者の資格が確認できない場合は入札を無効とする。

###### イ 総合評定値（P点）

代表構成員及びその他構成員にあつては、総合評定値（P点）について、様式第2号に記載すること。（審査基準日が令和〇年10月1日から令和〇年9月30日の間のうち直近のものに限る）

なお、原則として、総合評定値通知書の写しの添付は省略できる。ただし、合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合は、合併（譲渡）時等経審に係るものとし、総合評定値通知書の写しを添付すること。

#### (4) 配置予定技術者に対する要件を満たすことを確認できる資料（様式第3号）

##### ア 保有する資格

競争入札参加資格者の資格等について様式第3号に記載すること。また、記載した事項について、競争入札参加資格者の資格が確認できるよう免許等の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証（裏面）の修了履歴の写し及び健康保険被保険者証の写し等（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。）の資料を添付すること。

また、代表構成員にあつては、資格要件にある同種工事の施工経験の内容を記載すること。

なお、提出された資料により競争入札参加資格者の資格が確認できない場合は、入札を無効とする。

##### イ 同種工事の施工経験

競争入札参加資格の対象となる配置技術者の同種工事の施工経験等について様式第3号に記載すること。また、記載した事項について、競争入札参加資格を確認できるようCORINSデータ（「登録内容確認書」等JACICの証明印があるものに限る。）の写し、契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、内容が確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所等の写し等）を併せて提出すること。

ただし、提出された資料により競争入札参加資格者の資格が確認できない場合は、入札を無効とする。

なお、現場代理人としての経験については、記載された工事に従事した時に主任（監理）技術者の資格を有していた場合に限るので確認できる書類を併せて提出すること。

##### ウ 配置予定技術者の記載に係る注意事項

###### (ア) 配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合

配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。複数の候補者を記載する場合は、それぞれが確認できる資料を添付すること。

###### (イ) 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合

入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時（低入札価格調査を行う場合は落札決定の前）までに、発注者に対しその旨を記載した書面（任意様式）を提出すること。（開札後の書面提出は受け付けない。）なお、この場合の入札は無効扱いとする。

ただし、前記書面を提出することなく、落札（予定）者となり、配置予定の技術者を配置することができない場合（病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。）は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。

#### (5) 参加表明書等の提出

参加表明書等の提出は実施要領による

##### ア 提出期間

令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までの日（土日休日を除く。）

午前9時から午後5時まで

##### イ 方法

原則、電子入札システムによる。ただし、媒体提出届を提出した場合は、持参又は郵送（郵

便書留に限る)による提出を認める。この場合の提出部数は、正本1部とする。

※手続きは、大分県電子入札運用基準による。

ウ 添付資料については、(3)から(4)のほか、競争入札参加資格者の資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。

エ 提出するファイルの保存形式は、原則としてPDF形式に限るものとする。

### 3 技術資料作成における注意事項

実施要領の11に掲げる技術資料の作成は以下による。提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。ただし、未提出又は未記入等については、欠格とする。

#### (1) 提出書類

入札参加希望者は、技術資料の提出について(様式第4号)及び施工計画に関する技術的所見(技術資料様式1)を提出すること。なお、様式第4号においては、紙媒体により提出する場合は必ず各構成員の代表者印を押印すること。

#### (2) 施工計画に関する技術的所見(技術資料様式1)

「落札者選定基準」別表1の2に留意のうえ、技術資料様式1により具体的な施工計画に関する技術的な所見を記載すること。

#### (3) 技術資料の提出

技術資料の提出は実施要領による

##### ア 提出期間

令和○年○月○日(○)から令和○年○月○日(○)までの日(土日休日を除く。)

午前9時から午後5時まで

##### イ 方法

2の(5)のイに同じ。

ウ 提出するファイルの保存形式は、原則としてPDF形式に限るものとする。

エ 提出された技術資料は、技術評価点の算出以外に使用しない。

## (標準の落札者選定基準例)

注：評価基準（別表1）に施工実績や社会貢献等を地域で配点区分する項目は設定できない

### 落札者選定基準

#### 1 落札者決定の方法

入札参加者は、価格及び企業の技術力等をもって入札に参加し、次のすべての要件に該当する入札参加者のうち、2の「評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

なお、契約担当者は、落札者となるべき評価値の最も高い者が複数あった場合は、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定するものとする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査を行った場合においては、入札価格が不適合ではないと認められた者であること。

#### 2 評価の方法

評価値は、次の算出方式により算定する。

##### (1) 評価値の算出方式

評価値は、次の算出方式により算定する。

ア 評価値＝技術評価点／入札価格×（定数 1,000,000）

イ 技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点

なお、入札価格の単位は円とする。また、評価値は小数第5位まで表示する。（第6位を四捨五入）

##### (2) 技術評価点

標準点を100点、価格以外の要素である企業の技術力等を評価する加算点は30点、公共工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する施工体制評価点は15点とする。

注：施工計画3課題×10点の場合

##### (3) 加算点の算出方法

加算点は、個別工事ごとに定めた「評価基準等」に基づき評価を行い、それぞれの得点合計に応じて、30点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。

加算点＝（それぞれの得点合計／評価項目ごとの配点の最高点数の合計点数）×〔30点〕

注：施工計画3課題×10点の場合

##### (4) 施工体制評価点の算出方法

入札価格が低入札価格調査基準価格以上の入札参加者には、施工体制評価点として15点を与える。

また、入札価格が低入札価格調査基準価格未満の入札参加者には、施工体制評価点を与えない。

別表1 評価基準等

工事名：令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号〇〇〇〇〇工事

評価視点	評価項目	評価基準	配点
施工計画	施工計画に係わる技術的所見		
	・〇〇〇〇対策	1 課題毎に最大5つまでの提案を求め、1 提案毎に0点か1.0点若しくは2.0点で評価する。 施工計画に関する技術的所見の説明書を理解し、施工上の工夫や課題等への対応が優れた者を優位に評価する。	10.0 ～ 0.0
	・〇〇〇〇対策	1 課題毎に最大5つまでの提案を求め、1 提案毎に0点か1.0点若しくは2.0点で評価する。 施工計画に関する技術的所見の説明書を理解し、施工上の工夫や課題等への対応が優れた者を優位に評価する。	10.0 ～ 0.0
	・〇〇〇〇対策	1 課題毎に最大5つまでの提案を求め、1 提案毎に0点か1.0点若しくは2.0点で評価する。 施工計画に関する技術的所見の説明書を理解し、施工上の工夫や課題等への対応が優れた者を優位に評価する。	10.0 ～ 0.0
<b>加 算 点 合 計</b>			<b>30.0</b>
<b>施 工 体 制 評 価 点</b>			<b>15.0</b>
<b>合 計</b>			<b>45.0</b>

注：施工計画3課題×10点の場合

令和○年度 ○○○○第○-○号 ○○○○工事  
—施工計画に関する技術的所見の説明書—

1. 施工計画に係る評価項目の説明

(課題1) 「○○○○対策」

現状及び施工上の配慮、求める提案について説明する。

本課題は、○○○○対策として、以下の条件に基づき、現地状況を踏まえた具体的な提案を求める。

- ① 本工事施工区間内の○○に係る対策工に管理者協議は必要ないものとする。
- ② ○○工施工時の○○対策として、□□を設計計上している。
- ③ 各種対策を実施するにあたって、提案可能範囲は別紙添付資料のとおりである。

なお、提案項目数は5項目までとする。

(課題2) 「○○○○対策」

現状及び施工上の配慮、求める提案について説明する。

本課題は、○○○○対策として、以下の条件に基づき、現地状況を踏まえた具体的な提案を求める。

- ① 本工事施工区間内の○○に係る対策工に管理者協議は必要ないものとする。
- ② ○○工施工時の○○対策として、□□を設計計上している。
- ③ 各種対策を実施するにあたって、提案可能範囲は別紙添付資料のとおりである。

なお、提案項目数は5項目までとする。

2. 評価しない技術提案

「評価しない技術提案事例（令和○年度版）」（大分県ホームページ掲載）に記載されている下記の内容を参照すること。

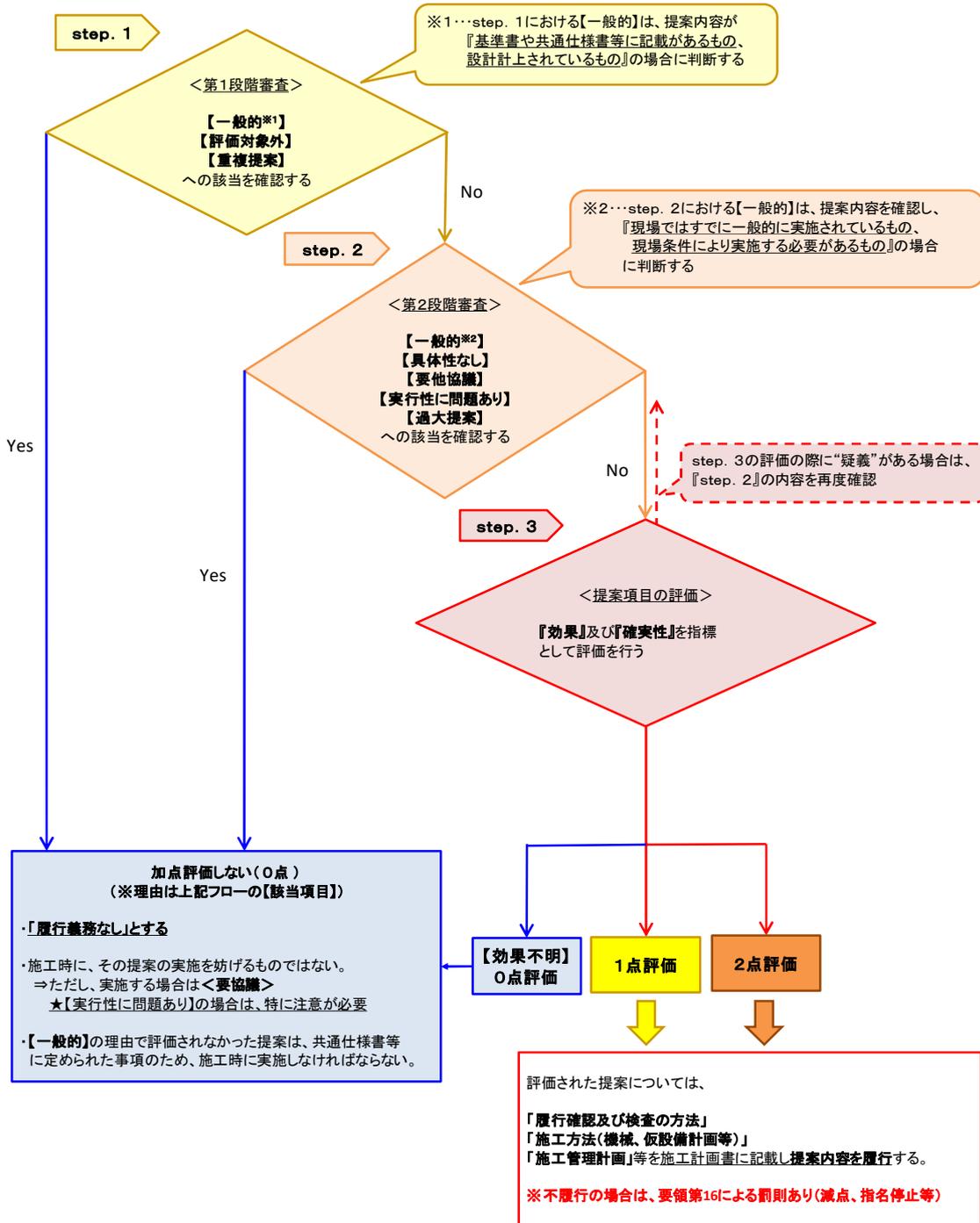
- 「評価しない理由」の考え方
- 評価しない技術提案事例

（HP）<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/sougouhyouka-no-sikonituite.html>

各課題に対する提案の評価

**技術提案の評価フローと履行確認**

◇「評価しない技術提案事例」(大分県ホームページ掲載)の「評価しない理由」の考え方や「評価しない技術提案事例」を参考に、以下のフローにより評価を行う。



競争入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書

令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事に係る、一般競争入札への参加申込みに当たり、入札参加要件に係る内容及び関係資料を提出しますので競争入札参加資格の確認をお願いします。

なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

公告日: 令和〇年〇月〇日

工事名: 令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事

令和 年 月 日

大分県知事 〇〇〇〇 殿

〇〇 共同企業体

代表構成員

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

構成員

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

構成員

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

印

(電子入札システム又は電子媒体により提出する場合、代表者印は省略可)

競争入札参加資格証明事項等	提出様式名	添付資料
<b>1 参加表明書等</b>		
(1) 競争入札参加表明書兼競争入札参加資格確認申請書	<input type="checkbox"/> 様式第1号	—
<b>2 企業に対する要件等</b>		
<b>(1)代表構成員</b>		
① 同種の工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (代表構成員)	<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し <input type="checkbox"/> ・契約書の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 指名停止の有無		—
③ 総合評定値(P点)		<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・総合評定値通知書の写し(審査基準日が令和〇年10月1日～令和〇年9月30日の間で直近のもの。)
<b>(2)その他構成員A</b>		
① 同種の工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (その他構成員A)	<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し <input type="checkbox"/> ・契約書の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 指名停止の有無		—
③ 総合評定値(P点)		<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しないため添付省略 <input type="checkbox"/> ・総合評定値通知書の写し(審査基準日が令和〇年10月1日～令和〇年9月30日の間で直近のもの。)
<b>(3)その他構成員B</b>		
① 同種の工事の施工実績	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (その他構成員B)	<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し <input type="checkbox"/> ・契約書の写し等 <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 指名停止の有無		—
<b>3 配置予定技術者に対する要件等</b>		
<b>(1)代表構成員</b>		
① 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 様式第3号 (代表構成員)	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。) <input type="checkbox"/> ・その他( )
② 同種工事の施工経験		<input type="checkbox"/> ・CORINSデータの写し(契約書の写し) <input type="checkbox"/> ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
<b>(2)その他構成員A</b>		
① 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 様式第3号 (その他構成員A)	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。) <input type="checkbox"/> ・その他( )
<b>(3)その他構成員B</b>		
① 保有する資格等	<input type="checkbox"/> 様式第3号 (その他構成員B)	<input type="checkbox"/> ・免許等の写し <input type="checkbox"/> ・健康保険被保険者証の写し等(被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。) <input type="checkbox"/> ・その他( )
<b>4 建設業法に基づく経営事項審査</b>		
<b>(1)代表構成員</b>		
① 開札予定日現在で有効な経営事項審査	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (代表構成員)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 <input type="checkbox"/> ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
<b>(2)その他構成員A</b>		
① 開札予定日現在で有効な経営事項審査	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (その他構成員A)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 <input type="checkbox"/> ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )
<b>(3)その他構成員B</b>		
① 開札予定日現在で有効な経営事項審査	<input type="checkbox"/> 様式第2号 (その他構成員B)	<input type="checkbox"/> ・合併等に該当しない大分県知事許可のため添付省略 <input type="checkbox"/> ・開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の写し <input type="checkbox"/> ・その他( )

※提出する様式名及び添付資料について、□に✓(又は■)を記入すること。「その他」の場合は、資料名称についても記入すること。

開札予定日現在で有効な経営事項審査を確認するため、以下に該当する者は、原則、経営規模等評価結果通知書(開札予定日現在で有効で直近のもの)の写しを添付のうえ、提出すること。

- ・国土交通大臣許可の者
- ・大分県以外の都道府県知事許可の者
- ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※添付が必要で、添付されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間：

審査基準日(決算日)から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

企業に対する競争入札参加資格等(代表構成員)

共同企業体名:

代表構成員名:

(1) 同種の工事の施工実績

競争入札参加資格要件に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

競争入札参加資格要件	
同種工事	令和〇年4月1日以降に〇〇工事を元請として請負い、その工事を技術資料等提出期限の日までに履行した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
工事名称等	工 事 名
	発 注 機 関
	工 事 場 所 (都道府県名)
	契 約 金 額
	工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	発 注 形 態 等 <input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	C O R I N S 登 録 番 号
工事概要	構 造 形 式
	延 長
	内 空 断 面 積

(2) 指名停止等の有無

開札予定日(令和〇年〇月〇日)が減点対象期間にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間について記載すること。

指名停止 有  指名停止期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)

減点対象期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)

該 当 な し

(3) 総合評定値(P点)

土木一式工事に係る総合評定値(P点)を記載すること。

ただし、審査基準日を令和〇年10月1日から令和〇年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のものによる。

※総合評定値(P点) 点

(4) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(令和 年 月 日)

②審査基準日:(令和 年 月 日)

(注1) 以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書(開札予定日現在で有効で直近のもの)の写しを添付のうえ、提出すること。

・国土交通大臣許可の者

・大分県以外の都道府県知事許可の者

・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者

※添付が必要で、添付されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。

ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間:

審査基準日(決算日)から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

企業に対する競争入札参加資格等(その他構成員A)

共同企業体名:  
その他構成員名:

(1) 同種の工事の施工実績

競争入札参加資格要件に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

競争入札参加資格要件	
同種工事	令和〇年4月1日以降に〇〇〇〇工事を元請として請負い、その工事を技術資料等提出期限の日までに履行した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
工事名称等	工 事 名
	発 注 機 関
	工 事 場 所 (都道府県名)
	契 約 金 額
	工 期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	発 注 形 態 等 <input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	C O R I N S 登 録 番 号
工事概要	構 造 形 式
	延 長
	内 空 断 面 積

(2) 指名停止等の有無

開札予定日(令和〇年〇月〇日)が減点対象期間にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間について記載すること。

指名停止 有  指名停止期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)  
減点対象期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日)  
該 当 な し

(3) 総合評定値(P点)

土木一式工事に係る総合評定値(P点)を記載すること。  
ただし、審査基準日を令和〇年10月1日から令和〇年9月30日とする総合評定値通知書のうち直近のものによる。  
※総合評定値(P点) 点

(4) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(令和 年 月 日)  
②審査基準日:(令和 年 月 日)

(注1) 以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書(開札予定日現在で有効で直近のもの)の写しを添付のうえ、提出すること。

- ・国土交通大臣許可の者
  - ・大分県以外の都道府県知事許可の者
  - ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者
- ※添付が必要で、添付されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。  
ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間:  
審査基準日(決算日)から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

企業に対する競争入札参加資格等(その他構成員B)

共同企業体名:

その他構成員名:

(1) 同種の工事の施工実績

競争入札参加資格要件に留意のうえ、同種工事の内容について記載すること。

		競争入札参加資格要件
同	種	令和〇年4月1日以降に〇〇〇〇工事を元請として請負い、その工事を技術資料等提出期限の日までに履行した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関	
	工 事 場 所	(都道府県名)
	契 約 金 額	
	工 期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	発 注 形 態 等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	C O R I N S 登 録 番 号	
工 事 概 要	構 造 形 式	-
	延 長	-
	内 空 断 面 積	-

(2) 指名停止等の有無

開札予定日(令和〇年〇月〇日)が減点対象期間にある指名停止措置の有無、指名停止期間、減点対象期間について記載すること。

指名停止有  指名停止期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日から 令和 年 月 日)  
減点対象期間(〇箇月間 : 令和 年 月 日から 令和 年 月 日)  
該 当 な し

(3) 開札予定日現在で有効な経営事項審査等

開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書の通知日及び審査基準日を記載すること。

①通知年月日:(令和 年 月 日)  
②審査基準日:(令和 年 月 日)

(注1) 以下に該当する者は、原則、開札予定日現在で有効な経営規模等評価結果通知書(開札予定日現在で有効で直近のもの)の写しを添付のうえ、提出すること。

- ・国土交通大臣許可の者
  - ・大分県以外の都道府県知事許可の者
  - ・大分県知事許可の者で合併等により大分県が入札参加資格の承継又は再認定を認めた者
- ※添付が必要で、添付されていない場合は、競争参加資格がないものとして取り扱う。  
ただし、事前に発注者の承認を得て、その他の資料が提出された場合は除く。

経営規模等評価結果通知書の有効期間:  
審査基準日(決算日)から起算して1年7ヶ月の間となる。結果通知書を受け取ってからの期間でない。

配置予定技術者に対する評価及び競争入札参加資格等(代表構成員)

共同企業体名:

代表構成員名:

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

競争入札参加資格要件に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名	生年月日		年	月	日
			雇用年月日	年 月 日				
法令による資格・免許	資格:	名称	取得年月日		年	月	日	登録番号
	監理技術者資格者証:		取得年月日		年	月	日	登録番号
	監理技術者講習:		講習修了年月日	年 月 日				

(2) 配置予定技術者に係る同種工事の施工経験

競争入札参加資格要件に留意のうえ、同種工事の内容を記載すること。

同種工事		競争入札参加資格要件
同種工事		令和〇〇年4月1日以降に〇〇〇〇工事を元請として請負い、その工事を技術資料等提出期限の日までに履行した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。)
工事名称等	工事名	
	発注機関	
	工事場所(都道府県名)	
	契約金額	
	工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 (上記のうち従事した期間:令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日 ※途中交代があった場合のみ記入) 工場製作を含む工事における現地施工の期間(該当する場合のみ記入) 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
	発注形態等	<input type="checkbox"/> 単体 / <input type="checkbox"/> JV (出資比率 %)
	C O R I N S 登録番号	
	従事役職等	<input type="checkbox"/> 現場代理人 ・ <input type="checkbox"/> 主任(監理)技術者 ※該当を選択のうえ、必要に応じて記載すること。 従事当時に有していた資格名称( ) 取得年月日( 年 月 日) ※現場代理人としての経験の場合のみ記入。なお、上記「法令による資格・免許」で記載した「資格名称」と異なる場合は、当該免許等の写しを併せて添付すること。
工事概要	構造形式	
	延長	
	内空断面積	

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

配置予定技術者に対する競争入札参加資格等(その他構成員A)

共同企業体名:

その他構成員名:

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

競争入札参加資格要件に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名	生年月日		年	月	日
			雇用年月日	年		月	日	
法令による資格・免許	資格:	名称	取得年月日	年	月	日	登録番号	
	監理技術者資格者証:		取得年月日	年	月	日	登録番号	
	監理技術者講習:		講習修了年月日	年	月	日		

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

配置予定技術者に係る競争入札参加資格等(その他構成員B)

共同企業体名:

その他構成員名:

(1) 配置予定技術者の保有する資格等

競争入札参加資格要件に留意のうえ、保有する資格等について記載すること。

配置予定技術者の 氏名及び雇用年月日	主任(監理)技術者:		氏名		生年月日	年	月	日		
			雇用年月日		年	月	日			
法令による資格・免許	資格:	名称		取得年月日		年	月	日	登録番号	
	監理技術者資格者証:			取得年月日		年	月	日	登録番号	
	監理技術者講習:		講習修了年月日		年	月	日			

※配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載する場合は、技術者ごとに作成すること。

## 技術資料の提出について

令和〇年度〇〇〇第〇-〇号〇〇〇〇工事に係る、施工計画に関する技術的所見(技術資料様式1)及び関係資料を提出します。

公告日: 令和〇年〇月〇日

工事名: 令和〇年度〇〇〇第〇-〇号〇〇〇〇工事

令和 年 月 日

大分県知事 〇〇〇〇 殿

〇〇 共同企業体

代表構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

印

(電子入札システム又は電子媒体により提出する場合、代表者印は省略可)

施工計画に関する技術的所見

工 事 名: 令和〇年度 〇〇〇第〇-〇号 〇〇〇〇工事

共同企業体名:

課題番号	〇	課題名	〇〇〇〇対策
------	---	-----	--------

※施工上の課題に対応した具体的な施工計画(対策)について、落札者選定基準別表1の2に留意のうえ、記載(提案)すること。評価については、本様式(技術資料様式1)に記載された内容によるものとする。

なお、工事名・会社名・課題番号・課題名を記入の上、提案の記載については次の取扱いに注意すること。

- (1)施工上の課題1つに対して、本様式(A4用紙)1枚の範囲内(5項目まで)で提案すること。
- (2)提案項目それぞれに簡易なタイトルを記載のうえ、具体的な提案内容を簡潔に記載すること。
- (3)本様式に加え、補足説明資料をA4用紙にて5枚まで添付することができる。なお、6枚以上添付されていた場合、6枚目以降は補足説明資料として取り扱わない。
- (4)1つの提案項目欄にまとめて複数の提案を記載しないこと。(記載していた場合は、最初に記載した提案のみを評価対象とする。)
- (5)提案にあたり、以下の5つの内容を必須とするので必ず記載すること。記載がない場合は具体性がない提案と判断し評価しない。  
①従来の施工、②提案内容、③提案の効果、④使用機(資)材、数量、範囲等、⑤提案費用
- (6)「具体的な提案内容」欄に記入する文字サイズは、10ポイント程度とする。(1提案あたり400字以内)

提案項目(1)	( タ イ ト ル )	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	① ② ③ ④				
提案項目(2)	( タ イ ト ル )	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	① ② ③ ④				
提案項目(3)	( タ イ ト ル )	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	① ② ③ ④				
提案項目(4)	( タ イ ト ル )	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	① ② ③ ④				
提案項目(5)	( タ イ ト ル )	提案費用 (概算額)	⑤	万円	発注者 使用欄
	① ② ③ ④				